

4

遺言書・遺産分割協議書によらない場合

- ・相続人全員の合意に基づいて相続手続きをされる場合は、下記の書類等が必要になります。

No.	必 要 書 類	入手先
1	被相続人様（亡くなられた方）の「出生から死亡まで連続した」戸籍（除籍）謄本（または法定相続情報一覧図）	市区町村役所 （法務局）
2	すべての相続人様の戸籍謄（抄）本（または法定相続情報一覧図） ・相続人様の現在時の戸籍謄（抄）本をご準備ください。 ※代襲相続時は、代襲相続者の親の「出生から死亡まで連続した」戸籍謄本が必要になります。	市区町村役所 （法務局）
3	すべての相続人様の印鑑証明書 ・発行より6ヶ月以内のもの ・未成年者が相続人様の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役所
4	相続に関する依頼書 ・相続人様（複数名いる場合は代表者として相続手続きを行う方）に署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
5	相続に関する委任状 ・代表として相続手続きを行う方以外のすべての相続人様に署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
	払い戻し等の際、窓口にお持ちいただくもの	
6	相続人代表者様の実印 ・相続人様を代表して預金等の相続手続きを行う方の実印が必要です。	お客さま
7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ・お手続きされる預金口座の通帳・証書・キャッシュカード等をご準備ください。喪失されている場合は、別途ご提出いただく書類がございます。	お客さま

※被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。